

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・・第回総会；市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名称	農政部
件名	3 農地転用許可基準の運用の見直しについて		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>現行の農地転用許可基準の運用では、個人住宅の転用面積は、一般個人住宅 500 m²以内、農家住宅 1,000 m²以内としているが、転用基準の制定後 35 年が経過し、実情に合わない場合もあるため、見直しを要望する。</p>		
提案理由	<p>当規定は、「農地転用許可基準の運用について」（昭和 55 年 10 月 1 日付長野県農政部長通知）により運用されているが、農家からは基準面積を超えての住宅転用面積増の相談が多い。 根拠となる国の通達（昭和 34 年）は平成 10 年に廃止されており、人口減少社会を迎えた中で長野県の農業や農地、それを支える農家を守るという観点からも、基準の運用の見直しについて検討していただきたい。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の敷地内に住宅、倉庫等、庭等一連の構えが固まっている状態で、新たに農作業所や通路を設けたい場合、現行の農家住宅は 1,000 m²以内とする規定では、取り壊し等を行わない限り、設置は困難となる場合もある。 敷地前の道路が狭くカーブしており、交通量が多いうえ見通しが悪いため敷地への出入りが危なく困っている。隣接する裏の農地を取得し、一部を通路に転用して、ここに接する公道から出入りしたいと考えたが、既存の敷地面積が 1,000 m²程度あったため、新たな転用ができない。 		
関係法令	<p>農地転用許可基準の運用について （昭和55年10月1日付長野県農政部長通知：最終改正平成23年3月15日付）</p>		